

門真市第3期子ども・子育て支援事業計画  
(令和8年4月改訂案)

## (1) 改訂の背景

令和6年6月に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)により、児童福祉法(昭和22年法律第164号)が令和7年4月に改正され、「乳児等通園支援事業」が創設、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)が令和8年4月に改正されたことに伴い「乳児等のための支援給付」が創設されたことに伴い、令和8年4月より「こども誰でも通園制度」が本格実施されました。

また、令和7年4月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)により、児童福祉法が令和8年4月に改正され、「満三歳以上限定小規模保育事業」が創設されました。

これらの新たな事業の創設に伴い、子ども・子育て支援法が令和8年4月に改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において各事業の量の見込みと確保方策等を定めることとされたことから、門真市第3期子ども・子育て支援事業計画を改訂しました。

## (2) 改訂内容

門真市第3期子ども・子育て支援事業計画の「第5章 量の見込みと確保方策」を別紙のとおり変更しました。

---

## 第5章

# 量の見込みと確保方策

---



# 第5章 量の見込みと確保方策

## 1 提供区域の設定

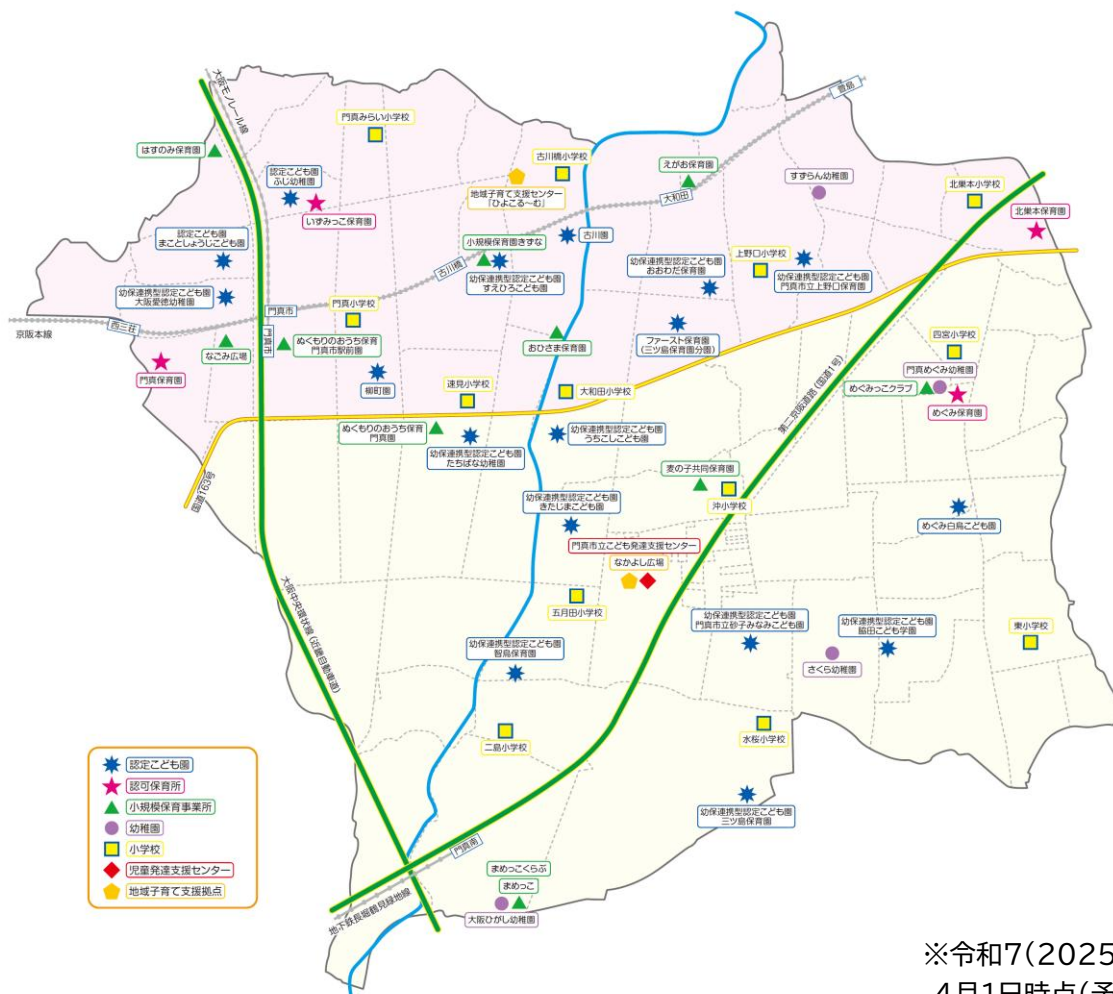
子ども・子育て支援法では、「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、市町村が定める提供区域ごとに幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業、**乳児等通園支援**の「量の見込み」（ニーズ量）と「確保方策」（提供量や提供体制、実施時期など）を定めることとされています。

### (1)教育・保育の提供区域

国が示している「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では、市町村は教育・保育の量の見込みと確保方策を定めるにあたり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域である「教育・保育提供区域」を定める必要があるとしています。

これまでの計画では、教育・保育提供区域を区域ごとの面積や児童人口に対する施設等の社会資源の数の均衡を考慮したうえで、「国道163号を境に南北に区割りした2区域」と定めていました。

本計画においても引き続き同様の区域に設定します。



※令和7(2025)年  
4月1日時点(予定)

## (2)地域子ども・子育て支援事業及び乳児等通園支援の提供区域

地域子ども・子育て支援事業及び乳児等通園支援についても、教育・保育と同様に提供区域を定める必要があります。

第2期計画で提供区域を設定している事業は、本計画においても引き続き同様の区域に設定し、本計画より新たに追加する事業は、今後の事業展開を考慮したうえで区域を設定しています。

【地域子ども・子育て支援事業の提供区域】

事業名		区域	区域設定の考え方
1	利用者支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
2	地域子育て支援拠点事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
3	妊婦健康診査	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
4	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
5	養育支援訪問事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
6	子育て世帯訪問支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
7	子育て短期支援事業 (ショートステイ・トワイライトステイ)	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
9	一時預かり事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
10	時間外保育事業(延長保育事業)	2区域	事業の性質上「教育・保育」の提供区域と同様に設定
11	病児・病後児保育事業	2区域	地域性を考慮した事業展開の必要性があるため、「教育・保育」の提供区域と同様に設定
12	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	全域	各小学校区単位で設置することを基本としつつ、市全域において事業展開を行うため

事業名		区域	区域設定の考え方
13	児童育成支援拠点事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
14	親子関係形成支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
15	妊産婦等包括相談支援事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
16	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため
16	産後ケア事業	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため

【乳児等通園支援の提供区域】

事業名		区域	区域設定の考え方
1	乳児等通園支援	全域	地域性を考慮する必要がなく、市全域で事業展開を行うため

## 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 量の見込みの考え方

幼児期の教育・保育については、子ども・子育て支援新制度により「保育の必要性の認定(認定区分)」が導入されているため、認定区分ごとに量の見込み等を算出します。

【幼児期の教育・保育】

認定区分		対象	利用が想定される施設・事業
1号認定	教育標準時間認定	3～5歳児	認定こども園・幼稚園
2号認定	保育認定	3～5歳児	認定こども園・保育所
3号認定	保育認定	0～2歳児	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業

※教育標準時間:1日3～4時間の幼児教育の時間。

※保育標準時間:主にフルタイムの就労を想定。現行の11時間開所時間に相当。

※保育短時間:主にパートタイムの就労を想定。(保育標準時間と教育標準時間の中間程度を想定)

### (2) 確保方策の方向性

第1期計画、第2期計画の期間において施設整備を進めてきた結果、現在は既存の施設で幼児期の教育・保育ニーズを満たすことができていると考えられます。

しかしながら、共働き世帯の増加や子ども・子育てにかかる制度の変更等の社会情勢の変化、本市のまちづくりの進展等により、教育・保育ニーズは随時変化していくことが予想されます。

本計画で示している推計児童数や教育・保育のニーズ量が実態と異なる場合は、計画の中間年度(令和9(2027)年度)を目途に、適切なニーズ量への見直しを検討し、状況に応じて新たな確保方策の必要性についても判断していきます。

## (3)量の見込みと確保方策

## ●1号認定の量の見込みと確保方策

全域		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み		人	618	589	580	549	552
②確保方策	特定教育・保育施設	人	1,412	1,412	1,412	1,412	1,412
	確認を受けない幼稚園	人	245	245	245	245	245
	合計	人	1,657	1,657	1,657	1,657	1,657
過不足(②-①)		人	1,039	1,068	1,077	1,108	1,105

北部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み		人	278	272	275	266	270
②確保方策	特定教育・保育施設	人	595	595	595	595	595
	確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0
	合計	人	595	595	595	595	595
過不足(②-①)		人	317	323	320	329	325

南部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み		人	340	317	305	283	282
②確保方策	特定教育・保育施設	人	817	817	817	817	817
	確認を受けない幼稚園	人	245	245	245	245	245
	合計	人	1,062	1,062	1,062	1,062	1,062
過不足(②-①)		人	722	745	757	779	780

●2号認定の量の見込みと確保方策

全域		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	人	235	225	223	212	214
	上記以外	人	944	902	890	848	854
	合計	人	1,179	1,127	1,113	1,060	1,068
②確保方策	特定教育・保育施設	人	1,372	1,372	1,372	1,372	1,372
	特定地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
	合計	人	1,372	1,372	1,372	1,372	1,372
過不足(②-①)		人	193	245	259	312	304

北部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	人	128	125	127	123	125
	上記以外	人	514	502	506	491	499
	合計	人	642	627	633	614	624
②確保方策	特定教育・保育施設	人	708	708	708	708	708
	特定地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
	合計	人	708	708	708	708	708
過不足(②-①)		人	66	81	75	94	84

南部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	幼児期の学校教育 の利用希望が強い	人	107	100	96	89	89
	上記以外	人	430	400	384	357	355
	合計	人	537	500	480	446	444
②確保方策	特定教育・保育施設	人	664	664	664	664	664
	特定地域型保育事業	人	0	0	0	0	0
	合計	人	664	664	664	664	664
過不足(②-①)		人	127	164	184	218	220

●3号認定(1・2歳)の量の見込みと確保方策

全域		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1歳	人	343	335	346	341	336
	2歳	人	373	380	383	385	380
	合計	人	716	715	729	726	716
②確保方策	特定教育・保育施設	人	721	721	721	721	721
	特定地域型保育事業	人	131	131	131	131	131
	合計	人	852	852	852	852	852
過不足数(②-①)		人	136	137	123	126	136

北部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1歳	人	190	189	204	204	202
	2歳	人	217	213	223	230	230
	合計	人	407	402	427	434	432
②確保方策	特定教育・保育施設	人	349	349	349	349	349
	特定地域型保育事業	人	53	53	53	53	53
	合計	人	402	402	402	402	402
過不足数(②-①)		人	-5	0	-25	-32	-30

南部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み	1歳	人	153	146	142	137	134
	2歳	人	156	167	160	155	150
	合計	人	309	313	302	292	284
②確保方策	特定教育・保育施設	人	372	372	372	372	372
	特定地域型保育事業	人	78	78	78	78	78
	合計	人	450	450	450	450	450
過不足数(②-①)		人	141	137	148	158	166

●3号認定(0歳)の量の見込みと確保方策

全域		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み		人	132	129	135	133	131
②確保方策	特定教育・保育施設	人	208	208	208	208	208
	特定地域型保育事業	人	32	32	32	32	32
	合計	人	240	240	240	240	240
過不足数(②-①)		人	108	111	105	107	109

北部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み		人	83	81	89	88	87
②確保方策	特定教育・保育施設	人	99	99	99	99	99
	特定地域型保育事業	人	19	19	19	19	19
	合計	人	118	118	118	118	118
過不足数(②-①)		人	35	37	29	30	31

南部		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
①量の見込み		人	49	48	46	45	44
②確保方策	特定教育・保育施設	人	109	109	109	109	109
	特定地域型保育事業	人	13	13	13	13	13
	合計	人	122	122	122	122	122
過不足数(②-①)		人	73	74	76	77	78

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1)利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

##### ●量の見込み及び確保方策

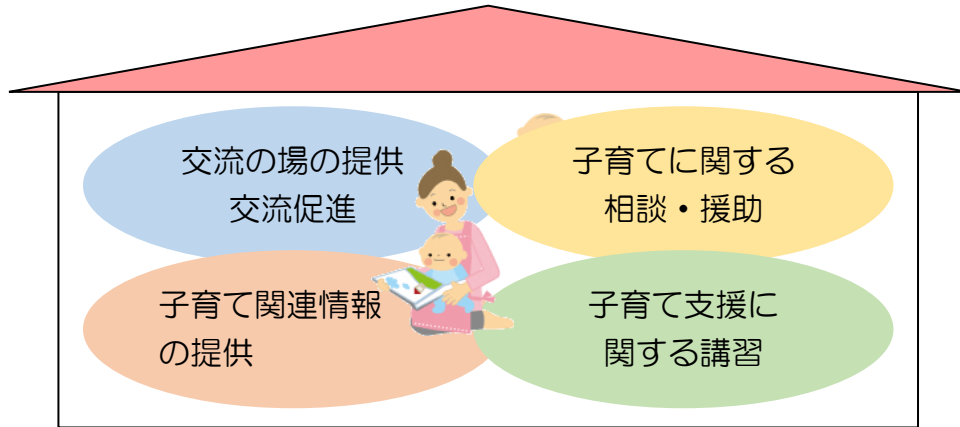
区分		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
基本型 (内、子育て支援相談 機関)	量の見込み	箇所	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
	確保方策	箇所	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
特定型	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
	確保方策	箇所	1	1	1	1	1

##### (参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
基本型	箇所	1	1	1	1
特定型	箇所	1	1	1	1
母子保健型	箇所	1	1	1	1

## (2)地域子育て支援拠点事業

主に乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。



### ●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	15,395	15,248	15,681	15,542	15,292
確保方策(実施箇所数)	箇所	2	2	2	2	2

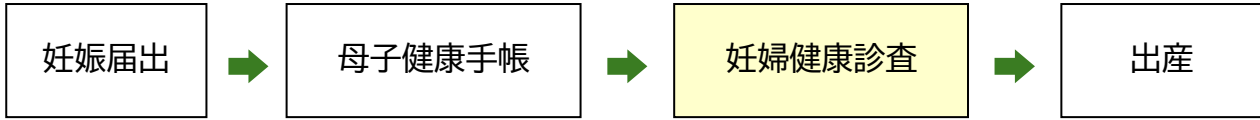
※類似事業として公立認定こども園での地域子育て支援事業を実施(量の見込みと確保方策には含んでいません。)

### (参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	4,129	3,531	11,338	16,640

### (3)妊婦健康診査

母子保健法に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。



※市が行っている事業概要としては、母と子の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査受診費用の一部を助成しています。

#### ●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ受診回数)	人回	8,330	8,134	8,498	8,344	8,190
確保方策(実施体制)	-	【実施機関】 大阪府内妊婦健康診査取扱医療機関(大阪府以外の医療機関で受診した場合、償還払いで対応可) 【検査内容】 ・健康状態の把握(問診、診査など) ・血圧、体重測定 ・血液検査 ・尿化学検査 ・超音波検査 ・子宮頸がん検査 ・B群溶血性レンサ球菌、クラミジア検査				

#### (参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ受診回数	人回	9,319	8,854	8,156	8,400

#### (4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を訪問するとともに、子育て支援に関する情報提供並びに支援の必要な家庭に対する助言を行い、子育ての孤立化を防ぐための事業です。この事業と新生児訪問を併せて全戸を訪問しています。

##### ●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(利用実人数)	人	294	288	300	295	290
確保方策(実施体制)	-	<b>【実施体制】</b> 約10人の訪問員により対象家庭を訪問  <b>【実施方法】</b> 市内に在住し子育て事情に精通するとともに、地域環境を把握している子育て経験者等に委託して実施				

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実人数	人	393	380	313	289

#### (5)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と判断された家庭に対して、保健師、保育士等が、居宅訪問し、養育に関する助言指導等を行う事業です。

##### ●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(利用実人数)	人	3	3	3	3	3
確保方策(利用実人数)	人	3	3	3	3	3

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
利用実人数	人	8	5	3	3

## (6)子育て世帯訪問支援事業

要支援児童の保護者等に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並びに家事及び養育にかかる援助その他の必要な支援を行う事業です。

### ●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	159	154	151	147	143
確保方策(年間のべ利用人数)	人日	159	154	151	147	143

## (7)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の疾病等により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合、経済的な理由により親子を緊急一時的に保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことができる施設において、当該児童を一定期間、養育し、又は保護する事業です。

	対象者	利用日数等
ショートステイ	次の事由に該当する家庭の児童 ・疾病、出産、看護、事故、災害、失そう等家庭養育上の事由 ・冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由 ・育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体的又は精神的な事由 次の事由に該当する親子 ・レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要な場合 ・経済的な問題等により緊急一時的に保護が必要な場合	1回の利用につき7日以内 各年度3回以内
トワイライトステイ	児童の保護者が仕事等により、平日の夜間または休日に不在となる児童	各年度30日以内

### ●量の見込み及び確保方策

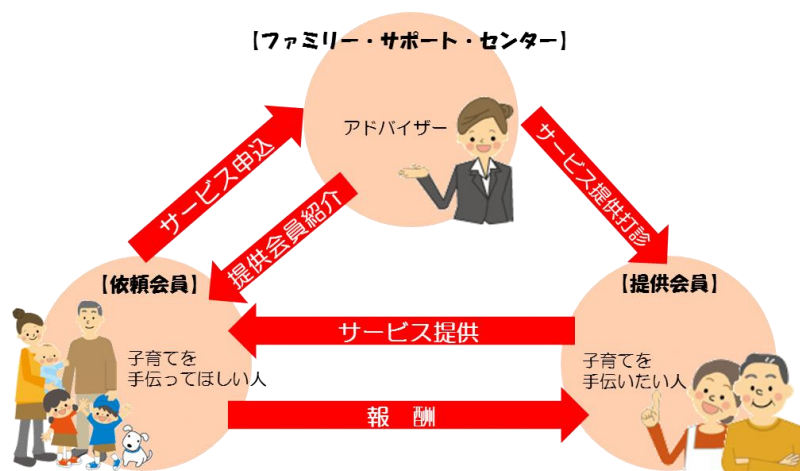
区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	66	64	64	63	62
確保方策(年間のべ利用人数)	人日	66	64	64	63	62

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	23	19	40	68

### (8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、お互いに助け合う(有償)相互援助活動事業です。



#### ●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	458	442	431	422	403
確保方策(年間のべ利用人数)	人日	458	442	431	422	403

#### (参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	180	250	305	497

## (9)一時預かり事業

## 【幼稚園型】

幼稚園等が在園児を対象に、教育時間の前後や長期休暇期間等に一時的な預かりを実施する事業です。

## ●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	31,078	29,694	29,308	27,893	28,086
確保方策(年間のべ利用人数)	人日	31,078	29,694	29,308	27,893	28,086

## (参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	25,512	32,609	29,333	30,965

## 【幼稚園型を除く】

保護者の疾病等により一時的に保育を必要とするこどもに対して一時預かりを実施する事業です。

## ●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	5,941	5,776	5,618	5,403	5,322
確保方策(年間のべ利用人数)	人日	5,941	5,776	5,618	5,403	5,322

## (参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
年間のべ利用人数	人日	1,154	1,025	1,860	1,932

## (10)時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けたこどもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

### ●量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
全域	量の見込み(利用実人数)	人	586	570	574	558	555
	確保方策(利用実人数)	人	586	570	574	558	555
北部	量の見込み(利用実人数)	人	327	321	334	330	331
	確保方策(利用実人数)	人	327	321	334	330	331
南部	量の見込み(利用実人数)	人	259	249	240	228	224
	確保方策(利用実人数)	人	259	249	240	228	224

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分		単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
全域	利用実人数	人	642	716	681	657
北部	利用実人数	人	336	376	339	345
南部	利用実人数	人	306	340	342	312

## (11)病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、医療機関等に付設された専用スペース等で児童を一時的に預かる事業です。

### ●量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)		人日	8,869	8,622	8,685	8,436	8,396
確保方策(年間のべ利用人数)		人日	2,880	2,880	2,880	4,320	4,320
確保方策(実施箇所数)	北部	箇所	病児保育事業 2箇所 病後児保育事業 1箇所				
	南部	箇所	病児保育事業 1箇所 病後児保育事業 1箇所				

(参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
年間のべ利用人数	人日	80	681	653	973	
実施箇所数	箇所	病児保育事業:北部1箇所 病後児保育事業:南部1箇所				

## (12)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供するとともに、異なった学年による児童の集団生活を推進し、児童の健全育成を図る事業です。市内の全小学校で実施しています。

事業名	対象者	
放課後児童クラブ	小学校に通う1～6年生の児童のうち、主に保護者が就労・病気等により放課後家庭で保育することができない児童	
開設日及び開設時間	平日(月～金)	長期休業期間等
	下校時から午後6時まで (延長利用の場合は午後7時まで)	午前8時30分から午後6時まで (延長利用の場合は午後7時まで)

### ●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(登録児童数)	人	1,292	1,248	1,215	1,190	1,137
確保方策(登録児童数)	人	1,292	1,248	1,215	1,190	1,137

### (参考)第2期計画期間の利用実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
登録児童数	人	1,562	1,400	1,381	1,403

### 【放課後子ども教室】

保護者の就労などに関わらず、小学校に通うすべての児童を対象として、学校の余裕教室等を活用し、体験型学習などを実施する事業です。

### ●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(実施回数)	回	26	24	24	24	24
確保方策(実施回数)	回	26	24	24	24	24

### (参考)第2期計画期間の実績

区分	単位	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
実施回数	回	-	-	28	28

※令和4(2022)年度から実施

### (13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場で、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(利用実人数)	人	5	5	5	4	4
確保方策(利用実人数)	人	0	5	5	4	4

### (14) 親子関係形成支援事業

保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に依じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(利用実人数)	人	5	5	5	4	4
確保方策(利用実人数)	人	0	5	5	4	4

### (15) 妊産婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面接等を実施し、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。

●量の見込み及び確保方策

区分	項目	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	妊娠届出数	件	715	715	715	715	715
	1組当たり面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施回数	回	2,145	2,145	2,145	2,145	2,145
確保方策(面談実施回数)		回	2,145	2,145	2,145	2,145	2,145

## (16)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等において、6か月から満3歳未満のこども(保育所等に入所している者等を除く)に就労要件等を問わず月10時間を上限に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該こども及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

### ●量の見込み及び確保方策

区分		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児	量の見込み(必要定員数)	人	14	13	14	14	13
	確保方策(定員数)	人	0	7	10	13	13
1歳児	量の見込み(必要定員数)	人	15	15	15	15	15
	確保方策(定員数)	人	0	8	11	14	15
2歳児	量の見込み(必要定員数)	人	12	13	13	13	13
	確保方策(定員数)	人	0	7	9	12	13

## (17)(16)産後ケア事業

出生後4か月未満の乳児及びその母親が、事業を委託している市内産科医療機関において宿泊型及びデイ型(日帰り型)で心身のケア・沐浴・授乳等の指導及び育児相談、乳房のケアなどを受けることにより、出産後も安心して育児ができるよう支援します。また、出生後1歳未満の乳児及びその母親にはアウトリーチ型(訪問型)によるケア等の利用により、引き続き育児を支援します。

### ●量の見込み及び確保方策

区分	単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(年間のべ利用人数)	人日	201	197	205	202	198
確保方策(年間のべ利用人数)	人日	201	197	205	202	198

## 4 乳児等通園支援の量の見込みと確保方策

乳児等通園支援は、すべてのこどもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するもので、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育所等に通園できる制度です。

### (1)量の見込みと確保方策

区分		単位	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0歳児	量の見込み(必要定員数)	人	-	13	14	14	13
	確保方策(定員数)	人		7	10	13	13
1歳児	量の見込み(必要定員数)	人		15	15	15	15
	確保方策(定員数)	人		8	11	14	15
2歳児	量の見込み(必要定員数)	人		13	13	13	13
	確保方策(定員数)	人		7	9	12	13

### (2)教育・保育施設と乳児等通園支援事業者との連携・接続

乳児等通園支援が満3歳以上のこどもを対象としていないことを踏まえ、乳児等通園支援の利用終了後における教育・保育施設への円滑な移行を支援するとともに、こども一人ひとりの成長・発達の度合いに応じた見通しの共有が図られるよう、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設の連携を促進します。

